

さいたま家庭裁判所委員会議事概要（第5回）

1 日時

平成17年5月23日（月） 午後1時30分から午後4時10分

2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室（新館5階）

3 出席者（委員長を含め委員14名，説明者等8名）

委員長 小川 克介（さいたま家庭裁判所長）

委員 伊藤 政子（埼玉調停協会連合会長）

同 今井 理基夫（さいたま家庭裁判所家事部総括裁判官）

同 海老原 夕美（埼玉弁護士会弁護士）

同 大倉 浩（同）

同 久保 徳次（さいたま商工会議所事務局次長）

同 穴戸 基幸（さいたま保護観察所長）

同 関根 和夫（埼玉県中央児童相談所長）

同 高野 芳久（さいたま家庭裁判所少年部総括裁判官）

同 野口 晴久（埼玉新聞社編集局長）

同 林 信二郎（埼玉大学教育学部教授）

同 平本 一郎（テレビ埼玉報道制作局長）

同 山川 玲子（埼玉県婦人相談センターDV相談担当部長）

同 吉田 幸雄（埼玉県警察本部生活安全部長）

[櫻井香子委員（さいたま地方検察庁検察官）欠席]

説明者 樋口 昇（さいたま家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

同 橋野 誠介（同 家事首席書記官）

同 細井 三郎（同 少年首席書記官）

庶務 堀田 幹（さいたま家庭裁判所事務局長）

同	橋本健	(同	事務局次長)
同	若林大三	(同	総務課長)
同	大和谷裕子	(同	総務課課長補佐)
同	塚原成明	(同	総務課庶務係長)

4 議 事

- (1) 総務課長開会宣言
- (2) 委員長挨拶
- (3) 新任委員自己紹介(今井委員,久保委員及び平本委員からの挨拶)
- (4) 少年事件に関するテーマの協議

(協議に先立ち,田中埼玉弁護士会会長の傍聴希望を可とする決定があった。また,今井委員からは,従前から検討中であった「当事者から家事調停委員への苦情等を吸い上げるシステム構築」について,アンケートを実施する方向で最終調整をしている旨の報告があった。)

ア 再非行防止への取り組み(警察における取り組み状況を中心として)

警察からの取り組み状況として,少年の再非行防止のための規範再生に向け,家庭(専門カウンセラーのいる少年サポートセンターでの相談業務。),学校(元教員等で組織するスクール・サポーターの派遣。),地域(各種ボランティアによる少年指導。),事業者(カラオケ,コンビニ業界等との情報交換及び酒類やたばこ等の販売防止。)と様々な連携を行っているとの説明がなされ,今後も地域の特性等を総合的に勘案し,有効な対策を講じて行くべきであるが,教育機関である学校とはある程度距離を置きながら,慎重に対処すべきではないかという意見交換がなされた。

イ なぜ少年事件に付添人が必要なのか。

埼玉県では昨年12月から当番付添人制度を実施し,現在まで11件の利用があったとの報告がなされた。

そもそも少年審判は対立構造にないため,従来から国選付添人制度とい

う発想が乏しかったが、少年の権利擁護の観点からも観護措置の段階から積極的に（特に弁護士の）付添人を付けるべきであるとの意見があったが、公的に付添人を付けるとなると人員、財源的な制約があり、その確保の必要性が、また、保護観察決定後の諸問題等で、保護観察所と弁護士会が今後協議しても良いのではないかという意見交換がなされた。

ウ 再非行防止への取り組み（保護観察所における取り組み状況を中心として）

今の少年法では、保護観察中に遵守事項を守らないだけでは通告できないが、現在検討中の改正案では、遵守事項を守らないときには文書での警告をし、守らないときには、それを理由として戻し収容ができるようになる模様であるとの説明がなされた。

また、少年の社会参加活動施設が県南に偏ってあるため、全県下での活動企画が課題となっていることや、少年の再処分率の増加歯止めにも有効である就職先の拡大がなかなか図れないという社会的背景に依拠した課題も報告された。

次回は家庭裁判所の取り組みについて説明、協議することとなった。

(5) 傍聴希望者取扱基準（案）について

（庶務からの説明後に協議がなされた。また、その中でホームページに掲載する議事概要の簡素化が決定された。）

可否判断について、各委員からの意見聴取期間を考慮してのことであろうが、申込み期限が3週間前というのは厳格過ぎなので、期限は原則として維持しながら融通を利かせ、多数の行政機関等の委員会同様に当日の傍聴も認めるという弾力性が需要ではないか。また、（原則傍聴が認められている）マスコミと一般傍聴者を区別せず、この委員会の意見が家庭裁判所の運営に資するのであれば、国民にも多少関心を寄せてもらう意味で、委員会の傍聴は今後もある程度必要で、緩やかに対処していくべきではないかという意見が出された一方で、その辺は委員から負託された委員長に可否判断を一任し、

手続きの簡略化を図るべきではないかとの意見も出された。

次回以降の継続協議となった。

(6) 次回のテーマについて（継続分を除く。）

成年後見制度について協議することとなった。

(7) 事務局長による次回の日程調整

(8) 委員長による閉会宣言

5 次回日程等

(1) 日時 平成17年9月27日（火） 午後1時30分から（2時間程度）

(2) 場所 さいたま家庭裁判所大会議室（新館5階）